

# 農業協同組合法施行細則に係る運用

制定	平成15年3月24日	農金第179号
改正	平成15年5月27日	農金第56号
	平成17年9月30日	農金第403号
	平成19年3月20日	農金第548号
	平成28年3月31日	農金第366号
	令和元年7月1日	農戦第263号

(趣旨)

**第1条** この運用は、農業協同組合法施行細則（平成14年静岡県規則第58号）第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この運用において「組合」とは、農業協同組合又は農業協同組合連合会で、県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに県の区域を地区とする農業協同組合連合会以外のものをいう。

2 この運用において「総会」とは、総会又は総代会をいう。

3 この運用において「組合員」とは、農業協同組合の組合員又は農業協同組合連合会の会員をいう。

(設立登記の届出等)

**第3条** 組合は、設立の登記を完了したときは、2週間以内に、登記事項証明書を添えて知事に届け出なければならない。

2 組合は、設立の認可があった日から90日を経過してもなお設立の登記が完了しないときは、直ちにその理由を付して知事に報告しなければならない。

(総会開催の報告等)

**第4条** 組合は、総会を開催したときは、総会終了後2週間以内に、様式第1号による総会（総代会）開催報告書に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 総会の議事録の謄本又は写し

(2) 総会の議決事項に関する書類

2 前項の場合において、組合は、当該総会が決算又は事業計画に係る総会であるときは、併せて農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）第54条の2第1項又は第2項及び農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。）第202条に規定する業務報告書又は省令第232条第1項に規定する事業計画書に様式第2号を添付して知事に提出しなければならない。

**第5条** 削除

(役員等の異動報告)

**第6条** 組合は、役員が就任し、又は退任したときは、2週間以内に、様式第4号による役員異動報告書に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 就任し、又は退任した役員の名、役職名及び組合員たる資格の種別並びに就任又は退任の年月日を記載した書類

(2) 選挙により選出された場合にあっては、その選挙録の謄本

2 組合は、参事若しくは会計主任を選任し、若しくは解任したとき、又は参事若しくは会計主任が辞任したときは、2週間以内に、知事に報告しなければならない。

(組合員請求の報告)

**第7条** 組合は、次に掲げる請求があったときは、遅滞なく、その請求書の写し及び請求に対する組合の処置又は方針を記載した書面を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 法第38条第1項の規定による役員の変更の請求

(2) 法第38条第2項の規定による理事の解任の請求

(3) 法第43条第1項の規定による参事又は会計主任の解任の請求

(4) 法第43条の3第2項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の請求

(5) 法第35条の4第1項において準用する会社法(平成17年法律第86号)第360条第1項の規定による理事及び経営管理委員の行為の差止請求

(6) 法第41条において準用する会社法第847条第1項の規定による役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起の請求

(監事による不正の報告)

**第8条** 組合の監事は、組合の財産又は業務執行の状況を監査し、不正の事実を発見したときは、遅滞なく、その概要を知事に報告しなければならない。

(登記の完了の届出)

**第9条** 組合又は組合の清算人は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)第7条、第7条の2、第8条、第9条、第10条及び第26条第3項の規定による登記を完了したときは、2週間以内に、登記事項証明書を添えて知事に届け出なければならない。

(事業停止等の報告)

**第10条** 組合は、事業の全部若しくは一部を停止したとき、又はその停止した事業を再開したときは、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

(準用)

**第11条** 第4条第1項及び第10条の規定は、農事組合法人について準用する。

2 農事組合法人又は農事組合法人の清算人は、組合等登記令第7条、第7条の2、第8条及び第10条の規定による登記を完了したときは、2週間以内に、登記事項証明書を添えて知事に届け出なければならない。

#### 附 則

1 この運用は、平成15年3月24日から施行する。

#### 附 則

1 この運用は、平成15年5月27日から施行する。

#### 附 則

1 この運用は、平成17年9月30日から施行する。

2 第4条第2項の規定は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。

#### 附 則

1 この運用は、平成19年3月20日から施行する。

#### 附 則

1 この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

1 この運用は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 施行の際現に改正前の様式により提出されている報告書等は、改正後の相当する様式により提出された報告書等とみなす。

3 施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

総会  
総代会 開催報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日に通常・総会を開催したので、関係書類を添えて報告します。  
臨時・総代会

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

業務報告書等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者氏名

別添のとおり業務報告書及び事業計画書を提出します。

様式第3号 削除

様式第 4 号 (第 6 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

役員異動報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

役員の異動があったので、関係書類を添えて報告します。